

姫路東野球クラブ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「姫路東野球クラブ」（以下、「クラブ」という。）と称する。

(実施種目)

第2条 クラブは、次の種目を実施する。

軟式野球

(目的)

第3条 クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備することを目的とする。

2 クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および「姫カツ活動ガイドライン」に適合した活動とする。

(規約の優先)

第4条 本規約の定めが、上位規約である「姫カツクラブ共通規約」に抵触するときは、その条項は無効とし、「姫カツクラブ共通規約」の定めを優先するものとする。

(活動時間)

第5条 1日の活動時間は、休日3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第6条 クラブの活動場所は、「姫路市立東中学校（グラウンド）」とする。

第2章 会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、「姫カツクラブ共通規約」に基づき、所定の手

続きを行い、承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会費は年会費と月会費とし、金額および納入方法は「姫カックラブ共通規約」第8条、第9条および10条の定めに従うものとする。

- 2 大会の参加費、遠征費、備品等の購入費用など、活動に直接必要な実費については、会員から別途徴収することができる。
- 3 会費の納入が3カ月以上遅延した会員は、「姫カックラブ共通規約」に基づき退会の対象とする。

(退会)

第9条 会員は「姫カックラブ共通規約」第13条に定める退会手続きを行うことで、任意に退会することができる。手続きの完了日と退会日の関係については、「姫カックラブ共通規約」第10条の定めに従うものとする。

(除名)

第10条 会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは、運営主体（姫カツコンソーシアム運営事務局）とも協議の上、役員会の決議を経て除名することができる。

第3章 組織

(役員)

第11条 クラブは、次の役員を選任する。役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長 1名
- ・会計 1名
- ・監査役 1名
- ・運営委員 必要な人数

(会議)

第12条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会
- ・役員会

(総会)

第 13 条 通常、年 1 回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。

2 総会は、会員の 3 分の 2 をもって成立する

3 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 14 条 役員会は会長が招集し、議長は会長が指名するものとする。

2 役員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において本クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。

3 役員会はクラブの活動状況を把握し、第 3 条の目的が達せられるよう支援する。

4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 4 章 指導者

(指導者の責務)

第 15 条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第 16 条 指導者は、クラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、指導者資格を必要とする大会へも参加できるよう該当資格の取得を推奨するものとする。

(指導者研修)

第 17 条 クラブの指導者は、姫カツ運営事務局が指定する研修プログラムを受講しなければならない。ただし、J S P O (日本スポーツ協会) 公認スポーツ指導者資格等の有資格者で姫路市が認める場合には、この限りでない。

第 5 章 会計

(会計)

第 18 条 クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第 6 章 事故の責任

(事故の責任)

第 19 条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第 20 条 クラブの会員および指導者は、姫カツコンソーシアム運営事務局が一括でスポーツ安全保険に加入する。

- 2 保険料は、会費をもってそれに充てる。
- 3 非会員の活動中の事故については、クラブ及び運営主体は一切の責任を負わないものとする。

第 7 章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第 21 条 クラブは、活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的とした範囲内で使用することができる。

- 2 クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

(1) 指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

(2) 法令等により開示・提供が求められた場合

- 3 クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第 8 章 クラブの解散・その他・細則

（クラブの解散）

第 22 条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- （1） 総会の決議
- （2） 目的とする事業の遂行が不能となったとき
- （3） 会員の欠亡
- （4） 合併
- （5） 破産

（その他）

第 23 条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

（附則）

この規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。